

○ごみ処理対策委員会設置規程

昭和60年2月22日訓令第1号
改正 平成元年5月23日訓令第1号
平成4年4月1日訓令第3号
平成6年4月1日訓令第1号
平成19年3月28日訓令第4号

(目的)

第1条 盛岡市（平成4年3月31日における紫波郡都南村の区域に限る。）、紫波町及び矢巾町（以下「関係市町」という。）のごみ処理事業の円滑な推進に資するため、ごみ処理対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ごみ処理対策に関すること。
- (2) ごみの減量化及び再資源化に関すること。
- (3) その他目的遂行に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもつて構成する。

2 委員長は、副管理者矢巾町副町長をもってあてる。

3 委員は、次に掲げるものの中から管理者が委嘱する。

- (1) 知識経験者 17名
- (2) 衛生組織代表者 3名

(任期)

第4条 前条の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(職責)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する者がその職務を代理する。

(招集及び関係者の出席等)

第6条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員以外の者を会議に出席させ意見又は必要な資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第7条 委員会の事務、事業の調整及び推進をはかるため、幹事を置く。

2 幹事は、関係市町の衛生担当係長をもってあてる。

3 幹事会は、事務局長が招集し主宰する。

(報告)

第8条 委員長は、会議の経過及び結果を管理者に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第10条 委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、昭和60年2月22日から施行する。

附 則 (平成元年5月23日訓令第1号)

この訓令は、平成元年5月24日から施行する。

附 則 (平成4年4月1日訓令第3号)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年4月1日訓令第1号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日訓令第4号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。